

<u>校</u>	<u>橋東3丁目</u>	
[略]		[同左]
[略]		[同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

令和5年2月9日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

中之島小学校、中之島中学校及び心和中学校を設置するため、条例の一部を改正する必要がある
ので、この案を提出する次第である。